

国官会第25604号
国地契第55号
国官技第384号
国営計第133号
令和2年3月12日

各地方整備局 総務部長
企画部長 殿
営繕部長

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

入札監視委員会の弾力的な運営について

入札監視委員会の定例会議については、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号）に基づき、原則として3箇月に1回以上の開催としているところであるが、その設置から20年以上が経過する中、総合評価落札方式をはじめ多様な入札契約方式の導入など不正が発生しにくい環境の整備が進められてきたところである。

他方、限られた人員による効率的な行政運営が求められていること等を踏まえ、入札監視委員会の監視機能が維持されるよう十分留意の上、定例会議の開催時期及び報告等の対象期間の設定について、多様な入札契約方式や幅広い工種・等級から抽出が可能となるよう1回当たりの対象期間の拡大や、職員の事務作業軽減のためペーパーレス会議の実施、審議の効率化を図るため委員への会議資料の事前送付など、弾力的な運営を行っても差し支えない。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から適用する。